

岸和田市都市計画審議会委員公募要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岸和田市審議会等の委員の公募に関する条例（平成17年条例第24号）及び岸和田市審議会等の委員の公募に関する条例施行規則（平成17年規則第33号）に基づき、岸和田市都市計画審議会委員の公募について、必要な事項を定めることを目的とする。

(応募の資格)

第2条 公募による委員（以下「公募委員」という。）に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は次の条件を満たす者とする。

- (1) 年齢18歳以上の本市住民であること
- (2) 本市の他の審議会などの委員になっていないこと
- (3) 本市市議会議員又は本市職員でないこと
- (4) 岸和田市都市計画審議会の公募委員として過去に委嘱を受けた回数が3回に達していない者であること

(公募委員数及び任期)

第3条 公募委員数は、3人とする。

- 2 委員の任期は、委嘱日から2年間とする。

(公募委員の募集方法)

第4条 公募委員の募集にあたっては、市広報紙及びホームページ等で広く周知する。

- 2 応募者には、別記様式1に定める応募用紙に次に掲げる事項を記載のうえ提出を求める。ただし、必要事項が漏れなく記載されていれば、任意の様式により提出することができるものとする。

- (1) 住所、氏名、ふりがな、生年月日、性別
- (2) 連絡先電話番号
- (3) 略歴・本市における地域活動の経験
- (4) 800字程度以内のレポート

(テーマ「委員志望の動機とまちづくりで関心のあること」)

- 3 募集期間は、広報きしわだ9月号に掲載し令和5年9月29日(金)必着とする。

- 4 応募書類の提出方法は、次に掲げる方法のいずれかで行うものとする。

- (1) 郵送又は持参 〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号

岸和田市役所別館2階 都市計画課

- (2) ファクス 072-423-3347

- (3) Email tokei@city.kishiwada.osaka.jp

- (4) インターネット 岸和田市ホームページ応募専用フォーム

- 5 提出された応募書類は返却しないものとする。

(選考委員会の開催)

第5条 公募委員の選考にあたっては、選考委員会を開催する。

- 2 選考委員会は、まちづくり推進部長、企画課長、建設指導課長、都市計画課長をもって構成する。
- 3 選考委員会の庶務は、まちづくり推進部都市計画課において、選考委員を除く職員が行う。

(公募委員の選考方法)

第6条 公募委員の選考は、第4条第2項の規定により提出された応募書類により選考委員会が決定するものとする。ただし、選考は応募者の氏名、住所の番地部分、連絡先電話番号を伏せたものを使用するものとする。

- 2 選考は、別表1 評価項目及び評価基準により応募書類を評価し決定する。
- 3 評価は、各選考委員が応募書類に評価項目ごとに1点から5点の整数で評価点を付し、応募者ごとの評価点の合計を算出する。

(5項目×5点×選考委員4名=100点満点)

- 4 評価点の合計の上位者から順に3人以内を公募委員として選考する。ただし、3人に達しない場合でも評価点の合計が満点の50%に満たない者は、選考しないものとする。
- 5 評価点の合計が同点の者が複数人いる場合、性別、年齢、住所(町名)の優先順にバランスの取れた委員構成となるよう選考委員会の合議により上位者を決定する。

(選考結果の通知及び公表)

第7条 選考の結果については、応募者本人に対して通知するとともに、公募委員として選ばれた者については氏名を市ホームページで公表する。

- 2 選考結果の公表と併せて、選考委員の構成を公表する。

(公募委員の資格の喪失)

第8条 公募委員に次に掲げる事由が生じたときは、当該公募委員を解嘱する。

- (1) 第2条に掲げる条件を満たさなくなったとき
- (2) 心身の故障のため、委員の職務遂行に支障があり、又はこれに堪えない状態に陥ったとき
- (3) 委員に必要な適格性を欠く行為や事実があったとき
- (4) 本人から辞退の申出があったとき

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、選考委員会の議事その他の運営に関し必要な事項は、選考委員会が定める。

(施行期日)

この要領は、令和5年8月1日から施行する。

(要領の失効)

この要領は、令和5年11月30日限り、その効力を失う。

別表1 評価項目及び評価基準

| 評価項目 | 評価基準 |
|----------|---|
| 動機・意欲 | 明確な志望動機を持って積極的に参画する意欲や熱意が見られるか。 |
| 論点整理 | テーマに沿って考えが整理されており、分かりやすい文章展開がされているか。 |
| 社会的知識 | 社会状況や本市の状況に関心を持ち、理解しているか。 |
| 地域住民性 | 本市住民の視点から、建設的な意見を述べているか。 |
| 経験・委員適格性 | これまでの略歴や活動内容、実体験に関する記述から審議会委員としてふさわしい経験を有しており、また審議会委員としての責務を自覚し、公平公正な考えを有しているか。 |